狛江市告示第 298号

狛江市役所庁舎等管理規則（昭和45年規則第15号）第6条第2項の規定に基づき、撤去した自転車等について、狛江市庁舎等における自転車等の撤去に関する要綱（平成23年要綱第119号）第4条第2項の規定に基づき次のとおり告示します。

令和 8年 11月 11日

狛江市長　松原　俊雄

1　撤去日　　令和8年10月26日
2　撤去場所　市役所内駐輪場
3　保管期限　令和8年12月25日
4　処分台数　2台